

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

(株)大米建設 沖縄県那覇市高良 3 丁目 1 番地 1

47-011183 代表取締役社長 仲本 靖彦

(土木特A、建築特A、ほ装A、鋼構造物、しゅんせつ、造園、大工、とび・土工、内装仕上、水道施設)

(株)屋部土建 沖縄県名護市港 2 丁目 6 番 5 号

00-026736 代表取締役 津波 達也

(土木特A、建築特A、ほ装B、大工、石、電気、タイル・れんが・ブロック、塗装、内装仕上、水道施設、とび・土木、屋根、管、鋼構造物、しゅんせつ、防水、造園)

(株)南海建設 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 3 号

47-000258 代表取締役 本田 雅則

(土木特A、建築特A、大工、とび・土工、屋根、鋼構造物、しゅんせつ、内装仕上、水道施設、左官、石、タイル・れんが・ブロック、ほ装、防水、建具)

(有)狩俣組 沖縄県浦添市経塚 811-94

47-005605 代表取締役 狩俣 廣一

(建築、大工、とび・土工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上)

2. 指名停止期間

平成 30 年 1 月 23 日～平成 30 年 2 月 5 日 (2 週間)

3. 指名停止の範囲

沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請を含む)

4. 事業概要

(株)大米建設・(株)屋部土建・(株)南海建設特定建設工事共同企業体が受注した、病院事業局発注の「新県立八重山病院建設工事 (建築 1～4 工区)」において、仮設工の作業員が平成 29 年 8 月 28 日に安全帯を着用していたにも関わらず、使用しないままに足場組立て中にバランスを崩して約 10m 下に落下し、負傷 (脊髄損傷など) した。

このことについて、八重山労働基準監督署長から平成 29 年 11 月 10 日付けで(株)大米建設・(株)屋部土建・(株)南海建設特定建設工事共同企業体に対して指導票が出された。

5. 指名停止措置理由

当該建設物等については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項の規定に基づく別表第1第7号の措置要件に該当することから、指名停止措置の必要がある。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止措置要領」

別表第1（抜粋）

措置要件	期間
7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内